

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年11月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第94号

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年岩手県規則第93号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付事務の委託)</p> <p>第19条 [略]</p>	<p>(貸付事務の委託)</p> <p>第19条 [略]</p> <p><u>(山村振興法の特例)</u></p> <p>第20条 <u>山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条の6第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内（3年以内）」とあるのは「12年以内（5年以内）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項の規定による同意を得た同項に規定する山村振興計画」とする。</u></p> <p><u>(間伐特措法の特例)</u></p> <p>第21条 <u>森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第11条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の適用については、第3条第2項中「10年以内（3年以内）」とあるのは「12年以内（5年以内）」と、第4条第1項中「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書」とあるのは「林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書及び森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）第9条第1項の規定に基づく認定を受けた同項に規定する特定増殖事業計画」とする。</u></p>
<p>(農商工等連携促進法の特例)</p> <p>第20条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第13条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2項中「林業従事者等」とあるのは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第13条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号口に規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における認定中小企業者」と、第3条第1項中「1林業従事者等」とあるのは「農商工等連携促</p>	<p>(農商工等連携促進法の特例)</p> <p>第22条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第13条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2項中「林業従事者等」とあるのは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第13条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号口に規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における認定中小企業者」と、第3条第1項中「1林業従事者等」とあるのは「農商工等連携促進法の措置を行う場合における1認定中</p>

進法の措置を行う場合における「1 認定中小企業者」と、第4条第4項中「前項」とあるのは「第20条第3項」とする。

2・3 [略]

(バイオ燃料法の特例)

第21条 [略]

(公共建築物木材利用促進法の特例)

第22条 [略]

(六次産業化法の特例)

第23条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第10条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2項中「林業従事者等」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第2号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）」と、第3条第1項中「1 林業従事者等」とあるのは「1 促進事業者」と、第4条第4項中「前項」とあるのは、「第23条第3項」とする。

2・3 [略]

(補則)

第24条 [略]

附 則

1・2 [略]

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条第4項、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第126条第2項の規定の適用を受ける者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
<u>第20条第2項</u>	[略]
<u>第21条</u>	
<u>第22条</u>	
<u>第23条第2項</u>	

小企業者」と、第4条第4項中「前項」とあるのは「第22条第3項」とする。

2・3 [略]

(バイオ燃料法の特例)

第23条 [略]

(公共建築物木材利用促進法の特例)

第24条 [略]

(六次産業化法の特例)

第25条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第10条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2項中「林業従事者等」とあるのは「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第6条第3項に規定する認定総合化事業計画に従って同法第5条第4項第2号に掲げる措置を行う同法第6条第3項に規定する促進事業者（以下「促進事業者」という。）」と、第3条第1項中「1 林業従事者等」とあるのは「1 促進事業者」と、第4条第4項中「前項」とあるのは「第25条第3項」とする。

2・3 [略]

(補則)

第26条 [略]

附 則

1・2 [略]

3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第114条、第116条第4項、第119条、第122条第2項、第123条第2項、第125条及び第126条第2項の規定の適用を受ける者についての次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

[略]	
<u>第22条第2項</u>	[略]
<u>第23条</u>	
<u>第24条</u>	
<u>第25条第2項</u>	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。